

報告第13号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について
上記の報告をする。

令和7年9月9日

提出者 杉並区長 岸 本 聰 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- | | | |
|-----------|---|-----------------|
| 1 件名及び契約名 | 令和6年第2回杉並区議会定例会において議案第47号により議決を得た「杉並区立済美教育センター及び併設2施設増築その他建築工事」 | |
| 2 金額の変更 | 議決を得た契約金額 | 金990,000,000円 |
| | 変更後の契約金額 | 金1,029,468,000円 |
| | 契約金額の増額 | 金39,468,000円 |
| 3 変更理由 | 工事着手後、労務単価及び資材価格の上昇により、契約変更の必要が生じたほか、工事を進める中で想定外の地中障害物が発見されたことにより、撤去等工事内容を変更する必要が生じたため。 | |
| 4 専決処分年月日 | 令和7年7月18日 | |